

機械器具 09 汎用 X 線診断装置用非電動式患者台（40654000）

一般医療機器 特定保守管理医療機器 設置管理医療機器

リーダー撮影台 VB-50Light

【警告】

1. X 線防護について

X 線を誤って使用すると、身体に危害を及ぼす場合があります。

2. 被検者に対する指導・警告

- ・ 介護者の必要な被検者の場合には介護者に X 線防護衣を着させ、被ばくに注意すること。
- ・ 被検者の受像部へのセット時には転倒・ケガをしないよう注意すること。
- ・ 装置を動かすときは被検者に装置が動く事を伝え、注意を促すこと。

3. 使用上の警告

- ・ 操作者は常に被ばくを防ぐように注意すること。
- ・ 設置時は、必ずアンカー固定を行うこと。
- ・ 装置の可動範囲域にストレッチャー・イス・踏み台等のものを置かないこと。
- ・ 故障、トラブルが発生した場合には専門のサービスマンに依頼すること。
ケガ・事故を招く恐れがあります。

【禁忌・禁止】

この装置は防爆型ではないので、装置の近くで可燃性及び爆発性の気体を使用しないこと。

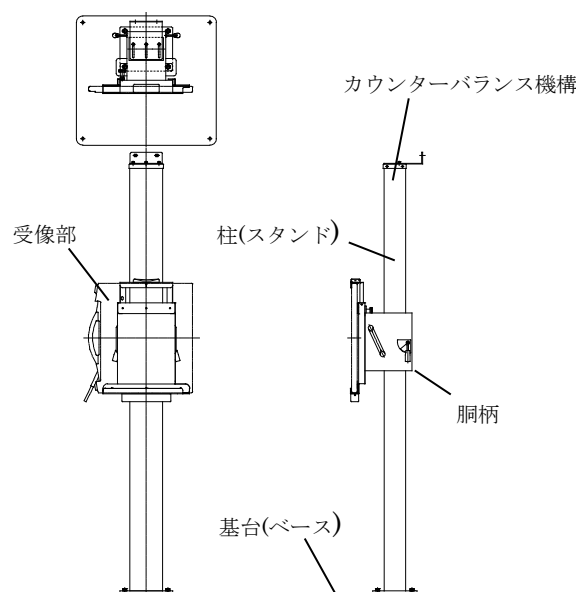
【形状・構造及び原理等】

1) 構成

本装置は以下のユニットにより構成される。

- (1) 基台ベース
- (2) 柱（スタンド）
- (3) 胴柄
- (4) カウンターバランス機構
- (5) 受像部
- (6) 付属品

2) 各部の名称



3) 電氣的定格 電源部なし

4) 本体寸法及び重量

寸法 (mm) 幅 650 × 奥行 600
高さ 1999

重量 約 90 Kg

5) 作動・動作上の原理

受像部の

上下動

: 受像部の上下動はカウンターバランス方式方式により、受像部とウェイトでバランスが取れている為、固定レバーでロックを解除することにより軽い力で受像部の上下動がおこなえます。

取扱説明書を必ずご参照下さい。

【仕様、使用目的、効能又は効果】

1) 仕様

寸法(単位mm)

外形寸法：幅 650×奥行 600×高さ 1999

上下動ストローク：床からあご乗せ部

最上位 1990

最下位 649

上下動機構部

ロック方式：固定レバー手動締付

ロックの解除：固定レバー手動解除

受像部

CXD I-50G

電源

電源部なし

重量

: 約 90 kg

2) 使用目的

立位による X 線一般撮影を効率的に行うことを目的とした撮影台である。

【操作方法又は使用方法】

使用環境条件

温度：+10℃～+35℃

湿度：30%～75%RH（結露のないこと）

設置上の注意

据え付け設置時は床面の状態を確かめ、スペーサー等の調整により垂直を確保すること。

設置時は必ずアンカー固定を行なうこと。

詳細は取扱説明書を参照してください。

操作方法

①受像部の上下動は固定レバーを緩めて

ロックを解除することにより行ないます。

①受像部の上下動が終了したら固定レバーを

LOCK 側に倒し必ずロックしてください。

②受像部の取扱いは、受像部の取扱説明書を参照してください。

詳細は取扱説明書を参照してください。

【使用上の注意】

警告

1. X 線防護について

X 線を誤って使用すると、身体に危害を及ぼす場合があります。

2. 被検者に対する指導・警告

- ・介護者の必要な被検者の場合には介護者に X 線防護衣を着させ、被ばくにご注意すること。
- ・被検者の受像部へのセット時には転倒・ケガをしないよう注意すること。

- ・装置を動かすときは被検者に装置が動く事を伝え、注意を促すこと。

3. 使用上の警告

- ・操作者は常に被ばくを防ぐように注意をすること。
- ・設置時は、必ずアンカー固定を行うこと。
- ・装置の可動範囲域にストレッチャー・イス・踏み台等のものを置かないこと。
- ・故障、トラブルが発生した場合には専門のサービスマンに依頼をすること。
- ・ケガ・事故を招く恐れがあります。

禁忌・禁止

この装置は防爆型ではないので、装置の近くで可燃性及び爆発性の気体を使用しないこと。

重要な基本的注意

- ①検査を開始する前に装置に異常がないこと、構成品、付属品が確実に固定されていることを確認すること
- ②検査前に患者の位置、状態をよく確認すること。

高齢者適応

高齢者は握力など体力に問題がある場合は X 線防護衣を着した介助者を付けるなどして検査に臨むこと。

妊婦・産婦、授乳婦及び小児への適応

- ①妊婦及び妊娠の疑いのある者及び授乳中の者へ使用する場合は医師の指示のもとで慎重に行うこと
- ②小児の検査の場合は X 線防護衣を着した介助者を付けること。

その他の注意

この装置を廃棄する場合は、産業廃棄物となります。必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処分業者に廃棄を依頼すること。

【貯蔵方法及び有効期間等】

使用耐用年数（自主基準）

指定された保守点検を実施した場合
7 年

【保守点検に係わる事項】

1) 使用者による保守点検事項

項目	点検頻度	点検内容
目視点検	始業時	キズ、変形、汚れ、等の異常の有無 製品上や周囲に障害物の有無
動作点検	始業時	動作不良、異音、引っ掛り、等の異常の有無
ガタ、ゆるみ、等	月 1 回	各部のガタ、ゆるみ、等が発生していないか
グリス切れ、ホコリ等	月 1 回	駆動部にゴミ、ホコリ等が溜まっていないか グリス・オイル切れが発生していないか

取扱説明書を必ずご参照下さい。

2) 業者による保守点検事項

項目	点検時期	点検内容
定期メンテナンス	年1回	各部のチェック、調整、増締め、注油、グリスUP、部品交換、等

* 保守契約、あるいは定期的なスポット点検依頼をして頂く様にお願いします。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者

住所 : 埼玉県川口市弥平 2-15-15
 氏名 : 株式会社 大林製作所 川口工場
 連絡先 : 埼玉県川口市弥平 2-15-15
 株式会社 大林製作所 川口工場
 TEL (048) 222-3800
 FAX (048) 222-4074

製造業者

住所 : 埼玉県川口市弥平 2-15-15
 氏名 : 株式会社 大林製作所 川口工場

取扱説明書を必ずご参照下さい。